

# 指定介護予防訪問看護事業所・訪問看護事業所

## きび訪問看護ステーション運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人明美会が開設する医療法人明美会 きび訪問看護ステーション（以下「事業所」という）が行う指定介護予防訪問看護・訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業員（以下「看護師等」という。）が、要支援状態又は要介護状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要支援介護者・要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるように支援する。  
事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 きび訪問看護ステーション
- (2) 所在地 和歌山県有田郡有田川町小島16番地

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 兼任 1名  
管理者は、ステーションの職員の管理及び訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うと共に、自らも訪問看護の提供に当たる。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5名以上（内、常勤1名以上）  
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師除く）、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：適当数 ※必要に応じて雇用する。

### (訪問看護の利用者)

第5条 訪問看護の利用を受けられる者は次に掲げる要件を備えている者で、訪問看護の利用を申し込まれた者とする。

- 2 疾病、負傷等により、家庭において寝たきり又はこれに準ずる状態にある者であってかかりつけ医師（以下「主治医」と言う。）が必要と認めた者。

### (指定訪問看護等の内容)

第6条 指定訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・心身の状況の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持・管理
- ③ 食事介助・栄養管理
- ④ 排泄介助・管理
- ⑤ 褥瘡や創傷の処置
- ⑥ カテーテル等の管理
- ⑦ リハビリテーション
- ⑧ ターミナルケア
- ⑨ 認知症患者の看護
- ⑩ 療養生活や介護方法の指導
- ⑪ その他医師の指示による医療処置

(通常の事業の実施地域)

第7条 介護予防訪問看護・訪問看護の提供実施地域は、次の通りとする。  
有田川町・湯浅町・広川町・有田市

(訪問回数・利用料)

第8条 訪問利用回数は、医療保険対象の利用者の場合、週3回までを原則とし、訪問1回につき30分から1時間30分程度。介護保険対象の利用者の場合、居宅介護支援事業者のサービス提供プランの通りとする。

基本利用料として介護保険法又は健康保険法等の規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。また、別途定める料金表に基づき利用者又はその家族に対して事前に文書で説明し同意を得るものとする。

- ① 介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合に記載された負担割合を乗じた額を撤収するものとする。ただし、支払い限度額を超えた場合は、超えた分の全額を利用者の自己負担とする。
- ② 医療保険の場合は、健康保険法等に基づく額を撤収する。

規定する利用料は、月毎に発行する請求書に基づき、原則として、銀行振り込みによって指定日までに振り込むものとする。

生活保護等の全額公費負担の方は、利用料は発生いたしません。  
特定疾患の場合も自己負担がかかることがあります。

(訪問看護の担当者)

第9条 訪問看護サービスに従事する訪問看護師等は、事業所の職員とする。

(医師の指示書)

第10条 訪問看護師等は、主治医の作成した所定の指示書に基づき、対象者を訪問するものとする。  
なお、指示書は、主治医の判断によって1箇月から6箇月の期間の交付をうけるものとする。

(利用申し込み)

- 第11条
- 1 訪問看護サービスを受けようとする者は、原則として所定の書類並びに、主治医よりの訪問看護指示書を事業所に提出するものとする。
  - 2 前項の利用申し込みの際、その者の老人医療受給者証、被保険者証または組合員証等により、訪問看護サービスの受給資格の有無を確認しなければならない。
  - 3 利用者が主治医の指示書の交付を受けずに、訪問看護サービスの利用申し込みを行った場合には、指示書の交付を受けるように指導しなければならない。

(営業日及び営業時間)

第12条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

営業日：月曜日～土曜日

営業時間：9：00～17：30（土曜日9：00～12：00）

休日：日曜日・12月30日～1月3日

電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(記録)

第13条 訪問看護師等は、利用者を訪問後、速やかに所定の訪問看護記録その他帳簿を記録、整備しなければならない。

(報告)

第14条 訪問看護師等は、訪問看護を実施したときは、主治医に対してその都度、指定の報告書により報告しなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第15条 訪問看護師は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者との連携)

第16条 管理者は、訪問看護サービスの実施に当たって、居宅介護支援事業者・地域包括支援センター等・関係市町村・保健所・及び福祉事務所他と連携する。

(秘密の保持)

第17条 事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

(1) 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守する

(2) 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(苦情の処理)

第18条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の実施、改善処置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じる。

(その他運営についての重要項目)

第19条 ステーションは、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後3ヶ月

② 継続研修 年2回

第20条 この規定に定めるものの他、必要な事項については管理者が医療法人 明美会と協議し、定めるものとする。

(衛生管理等)

第21条 事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会

(テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及び蔓延のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第22条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を管理者とする。

サービス提供中に、当核事業所の従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第23条 サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(業務継続計画の策定等に関する事項)

第24条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護（介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 従業者に対し、業務継続計画を周知する。
- (2) 必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(ハラスメント対策の措置に関する事項)

第25条 ハラスメント対策のため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) ハラスメント対策のための指針を整備する。
- (2) 従業者に対して、ハラスメント対策の指針を周知する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

附則 この規程は、

平成 7年 9月 1日	から施行する
平成13年10月10日	改定
平成15年 4月 7日	改定
平成17年 4月 1日	改定
平成17年 8月22日	改定
平成18年 1月 1日	改定
平成18年 4月 1日	改定
平成19年 4月 1日	改定
平成20年 2月 1日	改定
平成20年 2月 6日	改定
平成20年10月 1日	改定
平成21年 4月 1日	改定
平成22年 4月 1日	改定
平成23年 4月 1日	改定
平成24年 6月 1日	改定
平成24年 8月 1日	改定
平成25年 6月 1日	改定
平成25年 7月16日	改定
平成25年 8月 8日	改定
平成25年10月11日	改定
平成25年10月21日	改定
平成25年11月28日	改定
平成26年 1月20日	改定
平成26年 4月 3日	改定
平成26年 6月 2日	改定
平成26年10月21日	改定
平成27年 4月 1日	改定
平成27年 4月21日	改定
平成27年10月 1日	改定
平成28年 3月22日	改定
平成28年 4月 1日	改定
平成28年 11月1日	改定
平成29年 1月16日	改定
平成29年 3月31日	改定
平成29年 4月 1日	改定
平成29年 6月 1日	改定
平成29年 8月25日	改定

平成29年	9月	2日	改定
平成30年	1月	1日	改定
平成30年	4月	1日	改定
平成30年	4月	16日	改定
平成30年	8月	31日	改定
平成30年	12月	1日	改定
平成31年	3月	1日	改定
平成31年	4月	1日	改定
平成31年	4月	8日	改定
平成31年	4月	17日	改定
令和1年	7月	1日	改定
令和1年	8月	31日	改定
令和1年	10月	1日	改定
令和1年	11月	1日	改定
令和2年	1月	1日	改定
令和2年	3月	1日	改定
令和2年	4月	1日	改定
令和2年	5月	15日	改定
令和2年	11月	1日	改定
令和2年	12月	1日	改定
令和3年	4月	1日	改定
令和4年	6月	1日	改定
令和5年	4月	1日	改定
令和6年	6月	1日	改定